

ゆたか



大分七夕まつり(府内戦紙)

No.160

2017.8.15

 公益社団法人
大分法人会

E-mail ho-oita@orion.ocn.ne.jp
URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>

CONTENTS

- 01 署長着任あいさつ
- 02 定時総会・記念講演会
- 04 税務署からのお知らせ
- 09 県からのお知らせ
- 11 市からのお知らせ
- 13 法人会の活動
- 18 新入会員紹介
- 20 これからの行事



税に強くなる。

法人会に入る理由は、それだけではありません。

人脈がひろがる 社会につながる

 法人会

税のオピニオンリーダー それが経営者の団体「法人会」です。

詳しくはWEBへ

法人会

検索





ごあいさつ

大分税務署長 柳原 信也

この度の定期人事異動により、税務大学校熊本研修所長から大分税務署長に着任いたしました柳原でございます。

大分税務署での勤務は、平成12年以来の二度目の勤務となりますが、大分県下を考えますと、平成25年の三重税務署以来4年ぶりの勤務となります。近年は、駅ビルや県立美術館がオープンし、大分県の中心都市として着実に発展され、また、国民文化祭やラグビーW杯の開催を控え、国際観光都市として更なる発展を目指しているこの機会に勤務できますことを大変光栄に感じております。

昨年4月に発生した熊本・大分地震により被災した地域の復興が進んでいる中、この度の九州北部豪雨により被害に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災された方々の1日も早い復興をお祈りいたします。

さて、貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、会員企業の健全な発展のための税務研修会、租税教室への講師派遣や税に関する絵はがきコンクールをはじめとした租税教育活動のほか、各種講演会やいちごプロジェクトなどの社会貢献活動等にも積極的に取り組むことで着実に成果を挙げておられ、税務行政の円滑な運営に欠くことができない大きな役割を果たしておられます。

これもひとえに矢野会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方が法人会発展のため、献身的に御尽力された結果であり、その御熱意と御努力に対しまして深く敬意を表する次第であります。

現在、法人会で実施されております、自主点検チェックシートを活用した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」につきましては、国税庁の使命であります「納税者の自発的な納税義務を適正かつ円滑に実現する」ことにつながるものであり、国税庁としても後援させていただいております。この取組が一層充実したものになりますよう、今後とも皆様との連携・協調を図りながら支援してまいりたいと考えております。

ところで、消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度が、平成31年10月に実施されることとされていきます。

国税当局といたしましては、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様には制度の内容を十分理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていただけるよう、皆様や市町村と緊密に連携を図りながら、着実な制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでまいります。

貴会におかれましても、説明会の開催をはじめ、周知・広報に御協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人大分法人会のみずますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに会員企業の御繁栄を祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

公益社団法人 大分法人会 第5回 定時総会開催及び記念公開講演会

6月8日（木）、（公社）大分法人会（会長 矢野利幸）は、レンブラントホテル大分において、飯星元廣大分税務署長他多数のご来賓出席のもと、第5回の定時総会を開催した。

当日は、委任状を含め1,376社が出席した。

矢野利幸会長が「公益法人としてスタートして4事業年度が終了した。大分法人会は公益事業目的支出割合を昨年度に引き続き60%台を維持、公益法人の規制である50%を達成できている。大分法人会の管内では、昨年4月の熊本・大分地震で由布市を中心に大きな損害が発生し、大分の経済に大きな影響を与えている。これからも「企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」という新しい法人会の理念のもと、地域企業を発展させて行きたい。」とあいさつ。

引き続き功労者に対し、矢野会長から表彰状及び記念品の贈呈を行った。

本年度は、役員の改選年にあたり、総会後に開催された臨時理事会において、矢野利幸会長が再任された。また、副会長に小野秀幸氏（株）まるひで）と田中秀幸氏（株）大分銀行）が加わり新体制がスタートした。

また、記念の公開講演会では、経営者の一番の関心事である相続税について飯星大分税務署長が講師となり、「相続と税」と題して講演を行った。



▲ 矢野利幸会長



▲ 功労者表彰の様子



▲ 講師の飯星署長



▲ 会場の様子



平成29年度 大分法人会役員名簿

役職名	氏名	法人名	所在地	電話
会長	矢野利幸	(株)ヤノメガネ	大分中央2-8-19 モードスエーブルF	532-8638
副会長	矢野伊佐樹	(株)大分放送	大分市今津留3-1-1	558-1111
副会長	平倉三雄	平倉建設(株)	中島中央3-1-11	534-4480
副会長	杉原正晴	大分交通(株)	新川西8組-3	532-5151
副会長	角山光邦	(株)角山商店	生石4-3-4	536-6488
副会長	小野秀幸	(株)まるひで	大分流通業務団地1-3-6	524-3711
副会長	田中秀幸	(株)大分銀行	府内町3-4-1	534-1111
常任理事	佐藤俊治	(株)熊野建設	大道町5-4-14	545-5480
常任理事	利光正臣	利光建設工業(株)	新栄町8-11	558-5555
常任理事	藤田文廣	(株)日建総合建設	賀路北2-16-10	549-4863
常任理事	福本祐二	日豊タクシingleグループ(株)	大字森町238-1	521-1309
常任理事	浦田廣	(南)富士食品	由布市湯布院町川上1527-1	0977-84-2547
理事	岡部晋治	(南)岡部商店	大分市順徳町2-6-7	536-4359
理事	中野剛身	(株)ナカノ	大道町1-6-15	544-0308
理事	大久保修至	(南)江戸屋本店	大手町2-3-2	532-5409
理事	佐藤哲郎	(株)佐藤酒販	舞鶴町2-2-26	538-0111
理事	小橋雅志	大分市中央商店街振興組合	中央町2-3-19(大津ビル3F)	532-0380
理事	利満廣治	(南)大分合同新聞社	府内町3-9-15	536-2121
理事	牧通	(株)若竹園	府内町2-4-5	536-3337
理事	早瀬康信	(株)テイクファイブ	王子中町10-22	537-2525
理事	橋本均	(株)マリコンパレス	大字神崎3078-22	534-1010
理事	原田和明	(南)まるみや	新川町2-1-3	536-3348
理事	山上誠一	大分魚市(株)	豊海3-2-1	533-3365
理事	副千秋	(南)輔仁薬局	今津留3-6-16	551-2157
理事	矢野久	(株)矢野設備設計	萩原3-16-3	551-2302
理事	佐藤啓治	(南)東和石材	原川1-2-8	551-9004
理事	佐藤総一	協栄工業(株)	大字下郡3225-23	569-5800
理事	高井道晴	三意印刷(株)	下郡3055-28	567-1155
理事	吉弘晁晃	(株)トキハイナダストリー	明野東1-1-1	553-1111
理事	利根三喜生	(株)利根建設	大字古国府1174-1	543-5111
理事	宮崎教生	(株)M I C	大字畑中817-1	540-7118
理事	柴田雅信	(株)柴田産業	大石町5-3-3	549-3322
理事	門脇勝志	(南)木上農工業所	木ノ上553	541-0070
理事	後藤諱治	(南)判田建工社	大字下判田2358	597-6289
理事	菊池一利	光伸ガス(株)	大字下判田3798-1	597-0177
理事	田口芳信	(南)やせうま本舗	大字光吉311	569-3247
理事	森黨	(南)輝園	政所1-10-36	593-3799
理事	佐藤勲八	(株)タツミ電業社	坂ノ市南3-12-10	592-2050
理事	上野輝芳	高島建設(株)	大字佐賀岡3068	575-0116
理事	大久保利美	野津原町商工会	大字野津原2885	588-0101
理事	齋藤治雄	(株)菊家	由布市筑前町大字赤野向ノ山740	583-3200
理事	蔵前達郎	南九州福祉士会大分支部副支部長	大分市都町1-3-22 7F	532-2974
理事	伊東哲也	〃	都町1-3-22 7F	532-2974
理事	江玉睦秀	(公社)大分法人会青年部会部会長	長浜町3-15-19	532-8917
理事	平倉啓貴	(公社)大分法人会青年部会副部会長	長浜町3-15-19	532-8917
理事	佐藤利子	(公社)大分法人会女性部会部会長	長浜町3-15-19	532-8917
専務理事	後藤公博	(公社)大分法人会事務局	長浜町3-15-19	532-8917
監事	田口正高	(南)田口計算センター	王子中町8-36	533-2255
〃	仲摩和雄	東九州設計工務(株)	大津町1-2-21	558-0024
〃	川野みどり	大分ファミリー(株)	舞町1-28	537-8321

(注) 専務理事以外は全員非常勤

役員改選により、平成29年度・30年度の役員が上記のとおり決まりました。
法人会に対するご意見やご希望につきましては、事務局までお寄せください。



税務署からのお知らせ

異動のお知らせ

平成29年7月10日付

役 職	氏 名	前 任 役 職	担当ブロック
署 長	柳原 信也	税務大学校熊本研修所長	
副 署 長	吉田 正嗣	宮崎税務署特別国税調査官(総合調査担当)	
副 署 長	東 龍一郎	熊本国税局課税部酒類業調整官(大分署派遣)	
副 署 長	桑山 徳男	税務大学校東京研修所事務総務主任	
総 務 課 長	一安 公敬	熊本国税局総務課課長補佐	
納税者支援調整官	川崎 桂司	熊本西税務署酒類指導官	
税務広報広聴官	高濱 昭彦	留 任	
税務広報広聴官	小倉 大助	熊本国税局課税部法人課税課審査指導係長	
法人課税第1部門統括官	井手雄一郎	延岡税務署法人課税第1部門統括国税調査官	全ブロック
法人課税第2部門統括官	仮屋 末喜	鹿児島税務署法人課税第4部門上席国税調査官	
法人課税第3部門統括官	岩田 幸一	大分税務署特別国税調査官(源泉所得税担当)	中央ブロック
法人課税第4部門統括官	崎山 修	留 任	南ブロック
法人課税第5部門統括官	下池 利信	大分税務署法人課税第3部門統括国税調査官	西ブロック
法人課税第6部門統括官	中迫ルミ子	宮崎税務署広報公聴官	城東ブロック
法人課税第7部門統括官	東徳 宏志	鹿児島税務署法人課税第9部門統括国税調査官	東ブロック
審理専門官(法人担当)	松元 哲弥	留 任	

平成31年
10月1日～

消費税の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月
国税庁
平成28年11月3日

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時に）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食物品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^(注1)」の保存ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^(注2)の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <p>（注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

≪消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点≫

内容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食物品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書の交付を求められる場合があります。	軽減税率の対象となる品目 帳簿及び請求書等の記載と保存 税額計算の特例 をご覧ください。
<ul style="list-style-type: none"> 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり 例）飲食物品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等） 軽減税率対象品目の仕入れのみあり 例）会議費や交際費として飲食物品を購入する場合等 	①発行する請求書等は区分記載請求書等へ ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理） ③申告時の税額計算 ※仕入れのみの場合は②と③	1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 3 税額計算の特例 をご覧ください。
免税事業者の方 軽減税率対象品目の売上げあり		1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食物品

飲食物品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

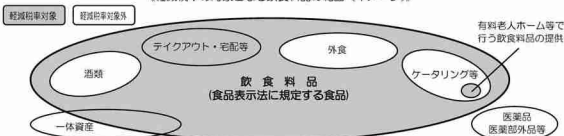
詳細は次ページ

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食物品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食物品	飲食物品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食物品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の割合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成36年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え） ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

- (注) 1 請求書等には、記載事項を施す前書きと納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

請求書		現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。
〇〇製中 平成31年11月分	87,200円（税込）	<p>① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）</p> <p>② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載</p> <p>（参考） 取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。</p>
11/1 牛肉	5,400円	
11/3 小麦粉	2,160円	
11/27 しょうゆ	3,240円	
11/30 ビール	6,600円	
合計	87,200円	
<p>△△課 「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。</p> <p>（70%対象）44,000円 （8%対象）43,200円</p>		

3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入れ税額の計算の特例があります。

※ 平成28年11月の税制改正により、

① 適用対象となる期間が変更されました。

② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 小売等軽減仕入割合 卸売業・小売業に係る $= \frac{\text{軽減税率対象品目の仕入れ額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入れ総額（税込み）}}$ </div>	売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 軽減売上割合 通常の連続する10営業日の $= \frac{\text{軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額（税込み）}}$ </div>	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算 （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

仕入れ税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入れ税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入れ税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 小売等軽減売上割合 卸売業・小売業に係る軽減税率 $= \frac{\text{対象品目の売上額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額（税込み）}}$ </div>	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入れ税額の計算が可能 （参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ 平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間 ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、**課税事業者・免税事業者の方**「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期 間	割 合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^(注)
 ※ 詳細は以下の「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
 ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・乗車値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④乗車値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

県からのお知らせ

被災者の皆様へ

大分県

県税減免のお知らせ(H29.7月)

平成29年7月九州北部豪雨によって被害を受けられた方で、以下の事由に該当される方が、災害がやんだ日から一月以内に申請すれば、県税について軽減または免除される場合があります。

● 条例に基づく災害被害者の方に対する県税の減免措置について

○ 自動車税

【軽減の内容】

- ・ 自動車の価格の3/10以上の損害を受けた場合(保険金等により補填されるべき金額を除く)
 - 損害額が3/10以上5/10未満のとき・・・税額の3/10を軽減
 - 損害額が5/10以上のとき・・・税額の5/10を軽減
- ・ 災害による交通途絶により、3ヶ月以上運行を休止した場合
 - 運行休止期間が3ヶ月以上6ヶ月未満のとき・・・税額の3/10を軽減
 - 運行休止期間が6ヶ月以上のとき・・・税額の5/10を軽減

【申請に必要な書類等】

- | | |
|---|--|
| <p>ア 被災した自動車を修繕して運行する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県税災害減免申請書 ② 官公署のり災証明書又は被災証明書(遭から1ヶ月以内のもの) ③ 自動車整備業者等の修繕費領収証(または写し)または修繕費見積書 ④ 自動車検査証 ⑤ 印鑑 | <p>イ 被災した自動車が運行不能の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県税災害減免申請書 ② 自動車現況届出書 ③ 官公署のり災証明書又は被災証明書 ④ 自動車登録番号標受領証明書 ⑤ 自動車検査証 ⑥ 印鑑 <p>※ 抹消登録できるものは、あわせて行ってください。</p> |
|---|--|

※ 運行不能な自動車については抹消登録を行えば、抹消登録の翌月以降の自動車税(軽減後の自動車税額)を減額します。

○ 個人事業税(災害を受けた日以後に納期限の到来するもの)

減 免 の 要 件	減 免 さ れ る 金 額
・ 以下のすべての要件を満たす場合 ① 事業用資産の損害額(注)が、資産価格の1/3以上 ② 事業税の課税標準となる前年の所得金額が、1千万円以下 ③ 事業税の納期限が、災害の日以後に到来	事業税の課税標準額が 230万円以下 …… 事業税額の全部 230万円超480万円以下 …… 事業税額の1/2 480万円超 …… 事業税額の1/3
・ 上記に該当しない場合で、以下のすべての要件を満たす場合 ① 事業用資産および住宅・家財の損害額(注)が、資産等の価格の1/4以上 ② 前年の所得金額が、500万円以下 ③ 事業税の納期限が、災害の日以後に到来	損害額(注)の割合が 1/2以上 …… 事業税額の全部 1/4以上1/2未満 …… 事業税額の1/2

(注) 保険金等により補てんされるべき金額を除きます。

○不動産取得税

減 免 の 要 件	減 免 さ れ る 金 額
・不動産の取得日からその不動産取得税の納期限までの間に、災害により著しく不動産の価格を減じた場合	災害により減じた価格（保険金等により補てんされるべき金額を除く）×税率
・災害による滅失不動産の代替不動産を、滅失日から3年以内に取得した場合	滅失不動産の価格×税率 （上段の適用を受けた場合は、軽減又は免除された額を除く）

○その他の県税

減 免 の 要 件	減 免 さ れ る 金 額
以下のすべての要件を満たす場合 ①資産等を滅失・損壊し、納税資力がなくなると認められる ②県税の納期限が、災害の日以後に到来	その年度における税額の全部

※「その他の県税」には、個人の県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別徴収の方法による軽油引取税・産業廃棄物税は含まれません。

●条例に基づく災害による県税の申告・納付等の期限延長について

災害その他やむを得ない理由により、県税に関する申告・申請・請求・書類の提出・納付・納入をその期限までに行うことができないときは、期限の延長申請を行うことができます。

※詳しくは、最寄りの県税事務所または自動車税管理室にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

別府県税事務所	別府市大字鶴見字下田井14-1	TEL0977-67-8211
大分県税事務所	大分市府内町3-10-1	TEL097-506-5771
自動車税管理室	大分市大津町3-4-13	TEL097-552-1121
佐伯県税事務所	佐伯市長島町1-2-1	TEL0972-22-3021
豊後大野県税事務所	豊後大野市三重町市場1123	TEL0974-22-7501
日田県税事務所	日田市城町1-1-10	TEL0973-22-4175
中津県税事務所	中津市中央町1-5-16	TEL0979-22-2920

市からのお知らせ

大分市ご当地ナンバープレートを7月10日(月)から交付しています

大分市では、観光PRと市民の郷土に対する誇りや愛着を深めてもらうことなどを目的として、大分市ご当地ナンバープレートを作成しました。原付バイク（50cc以下、90cc以下、125cc以下）について、現行のナンバープレートに加え以下の2つのデザインのナンバープレートを追加します。



交付開始日時

平成29年7月10日（月） 午前8時30分から

交付場所

税制課、東部・西部資産税事務所、各支所・連絡所（今市連絡所を除く）

交付内容

- 新規登録時に新しい2種類のご当地ナンバープレートと現行のナンバープレートの計3種類の中から選べます
- すでに現行のナンバープレートを使用している方も、ご当地ナンバープレートとの交換を1回限り無料で受け付けます
- 受付順に交付するのでナンバープレートの番号は選べません（平成29年7月3日の希望ナンバー抽選会を除く）

手続きに必要なもの

新規登録の場合

- 1 所有者および使用者の印鑑（法人の場合は法人の印）
- 2 車名、車台番号、排気量が分かる書類

現在使用しているナンバープレートと交換する場合

- 1 所有者および使用者の印鑑（法人の場合は法人の印）
- 2 車名、車台番号、排気量がわかる書類
- 3 現在使用しているナンバープレート

※必ず**旧ナンバーの廃車手続き**を完了したうえで交付申請してください。また、自賠責保険等の契約内容に変更が生じますので、**ご加入の保険会社**へお問い合わせください。

なお、大分市に住民登録がない方は、お問い合わせください。

ご当地ナンバープレート交付開始後しばらくは、窓口の混雑が予想されます。混雑時には手続きにかなりの時間を要することになりますので、時間に余裕をもって来庁されるようご協力をお願いします。

この情報のお問い合わせ先

財務部 税制課 諸税担当班

電話：(097)537-7314 FAX：(097)537-7869

法人会の活動

青年部会員大会開催

5月9日(火)、(公社)大分法人会青年部会(部会長 坂元宏行)は、大分オアシスタワーホテル紅梅の間において会員大会を開催した。

大会では、28年度の活動報告と29年度の活動計画について討議された。29年度は、これまで積み重ねてきた経験を活かし、大分市及び由布市の小学校で実施している租税教室に力を入れること、また、地域社会への貢献として取り組んでいる婚活イベントを引き続き行うこと等を確認した。

なお、本年度は、役員改選期にあたり、新部会長に江玉睦秀氏を選出した。



▲ 坂元前部会長



▲ 江玉新部会長他新執行部

◀ご来賓▶	大分税務署	副署長	田之上 輝 美 氏
	”	法人課税第1部門統括官	高 橋 重美子 氏
	大同生命保険㈱	大分支社長	道 村 修 氏

会 員 募 集 中

★青年部会★

50歳までの経営者及び
経営幹部の方で男女不問

6,000円

入会資格

年会費

活動内容

各種研修会、交流会の開催、視察、親会事業への参加。

お問合せ

事務局：川野・橋本まで(電話 532-8917)

女性部会

女性経営者及び幹部等

3,000円



「女性の集い」を開催

5月11日（木）、（公社）大分法人会女性部会（部会長 佐藤利子）は、トキハ会館において女性の集いを開催した。

集いでは、28年度の活動報告と29年度の活動計画について討議され、28年度は、税に関する絵はがきコンクール、税に関する書写コンクールについて大分市及び由布市の全小学校を対象に取組んだことが報告された。また、29年度の活動について“円ブリオ事業”の取り組みでのちの講演会が大分で開催されることが決定し、引き続き女性部会の社会貢献活動とすることが確認された。いちごプロジェクトについては各地区のイベントでうちわを使った広報活動等を継続することが確認された。



▲ 佐藤部会長



▲ ご来賓の田之上副署長

《ご来賓》

大分税務署	副署長	田之上	輝美氏
〃	法人課税第1部門統括官	高橋	重美子氏
大同生命保険(株)	大分支社長	道村	修氏
AIU損害保険(株)	大分支店長	小林	康彦氏
アフラック	大分支社長	松尾	隆氏



集い公開講演会

女性の集い開催に合わせて、（公財）大分県環境管理協会総務企画課の児玉浩一課長を講師にお招きし「大分県における排水処理の現状」のテーマで講演をいただいた。

講演では、日頃、生活用水には関心を持っているが、これが生活排水となった場合のことについてはあまり関心もたれていないことや大分県の排水処理が全国平均より大きく下回っている現状についての説明があった。また、牛乳1杯200mlを廃棄すると魚が住める状態まで戻すのに浴槽10杯分の水が必要であるなどの話を聞き、生活排水に関心を寄せることが大切であることを実感した。



▲ 講師の児玉浩一氏



▲ 会場の様子

いのちの講演会開催

7月17日（月）、円ブリオ・大分のちを応援する会・（公社）大分法人会で主催する「いのちの講演会」をコンパルホールで開催した。

講師に、鈴木秀子氏をお招きし、「幸せに生きるための秘訣」－エンブリオで1ミリの優しさを－と題しての講演会を開催した。当日、会場には300名を超える聴講者が訪れた。

講師の鈴木秀子氏は、全国で「人生の意味」を考えあう講演会やワークショップを開かれており、助け合い、共に生きる大切さを伝える活動をされている。聴講者はいのちの大切さを感じる一日であった。



▲ 講師の鈴木秀子氏



▲ 会場の様子

婚活イベント開催

7月22日（土）、（公社）大分法人会青年部会（部会長 江玉睦秀）は、レンブラントホテル大分において第22回婚活イベントを開催した。

4月から新年度がスタートし、青年部会公益委員会のメンバーも新体制となり初めてのイベントであった。今回は、平林久枝アナウンサーと青年部会の廣見正義公益委員長が司会を行い、男女各16名合計32名が参加をした。

参加者は、1対1のトークの後ビュッフェ形式の食事を楽しみ、フリータイムの時間も積極的に相手と話す姿がみられ、結果は5組のカップルが誕生した。

また、新たに1組のカップルから成婚のうれしいご報告をいただきました。

今回は、10月7日（土）に開催を決定しております。チラシを同封していますので、ご本人はもちろん、お知り合いの方に是非ご紹介していただければと思います。



▲ イベントの様子



「税金クイズ」当選おめでとう

4月16日（日）に開催された、「城東春まつり」の会場において実施した「税金クイズ」については、多数の応募があり、城東ブロック長（ブロック長利光正臣）立ち合いの上、抽選を行い、当選者が決定し、当選者には下記のとおり、景品の発送を行った。

（当選者氏名は応募はがきに記載されているとおりとしている。敬称略・順不動）

A賞（御菓子司くらや 最中）当選者

岩佐綾（中津市）、木田花音（日出町）、山本玲華（宇佐市）、
高田優翔（大分市）、野口倅太郎（大分市）

B賞（デリカフーズ大塚 とり天セット）当選者

鶴田ももか（大分市）、林結衣（大分市）、池尾侑大（大分市）
うえきあいる（大分市）、布村としゆ希（大分市）

C賞（ちひろば 焼菓子セット）当選者

村上時千翔（白杵市）、奉陽大（大分市）、丸尾寧々（大分市）
木村翔（大分市）、熊本楓（大分市）

なお、上記の賞のほか、ブロック長より特別賞の提供があり、次のとおり決定し、送付した。

特別賞（ソラージュ お食事券）当選者

小島紘（大分市）、竹本美恵（大分市）



▲ 城東春まつりでのクイズ応募の様子



新会員ご紹介

(順不同 敬称略)

事業所名	代表者氏名	所在地	業種
(株) コテガワ	小手川 昌次	大分市舞鶴町1-3-30	商社
(株) Bwest	西本 洋子	大分市錦町2-6-32	小売・販売代行
(株) 安藤工業	久原 辰雄	大分市原川1-1-7	管工事業・ダクト工事
(株) 愛翔工業	酒井 勝彦	別府市古市町881-172	鉄工業
(株) 織生会	安部 京子	大分市曙台4-1-1	介護業
(株) 今吉機設	今吉 泰雄	大分市大字横尾3104-16	機械器具設置工事業
(有) 大一工業	大塚 勇司	大分市大字寒田1490-19	建設業
湯布院クレソン(株)	藤澤 桂子	由布市湯布院町塚原1217-109	農産物の加工
(有) 松井農園	松井 隆	大分市大字丹川1341	造園業
(株) エヌ・ティ・エス通信サービス	三ヶ尻 勇	大分市大字三芳320番地	小売業
(有) システムフナイ	大仲 晴光	大分市大字政所2860-1	建設業
(有) ハートジャパン	佐藤 哲郎	大分市舞鶴町2-2-26	
(有) ハートワールド	佐藤 哲郎	大分市舞鶴町2-2-26	
食事処さどや	佐藤 祐司	大分市中鶴崎2-1-33	飲食業
(株) 七瀬ファーム	松田 信治	大分市大字入蔵823番地	農業
特定非営利活動法人ジョイ・デ・ビブ	松田 信治	大分市大字入蔵557番地	NPO法人福祉施設
(株) キュウレイ	石山 静子	大分市弁天町2-5-38	卸売業
(有) ユニーク	福田 征洋	大分市上野丘2-8-12	
古城義達	古城 義達	大分市大字横尾3886-5	配管業
(株) 極東クリエイト	佐藤 祥吾	大分市横田2-12-23	小売業

事業所名	代表者氏名	所在地	業種
(株) R. T. STAFF	寺 園 慶 二	大分市舞鶴町1-3-30STビル202	派遣業
ユナイテッド不動産(株)	倉 田 幹 司	大分市金池町3-1-96	不動産
(有) エムエフシー	小 野 恵 志	大分市ふじが丘59-2	建設業
河 野 耕 治	河 野 耕 治	大分市大字篤野1564-1	自動車販売・修理
阿 部 大 輔	阿 部 大 輔	大分市松岡5096	建設業
(株) 豊和銀行湯布院支店	齋 藤 嘉 康	由布市湯布院町川上2855-2	銀行業
エースペイント(株)	阿 南 春 男	大分市乙津港町2-4-3	塗装業
アクト緑が丘	後 藤 広 行	大分市緑が丘2-19-7	家電工事

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。(平成29年4月21日から平成29年7月31日受付まで)

～税理士はこんな仕事をしています～

- 1 あなたの税務代理をします。
税金の申告、申請、請求、不服申立
- 2 あなたの税務書類を作成します。
申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
- 3 あなたの税務相談に応じます。
申告や主張、陳情、または申告書の作成に関しての相談
- 4 会計業務を行います。
財務書類の作成(決算書など)
会計帳簿の記帳代行(元帳、試算表などの作成)
財務に関する事務(立乗、相談、公的機関や金融機関に届ける会計書類など)
- 5 税務調査の立ち会いをします。(税務代理)
- 6 その他
・経営分析、経営指導 ・財産の管理 ・議事録などの整理
・融資申告の手续 ・税理士業務に付随して行う社会労働保険の事務

納税者の信頼にこたえる
企業経営者のニーズにこたえる
社会の要請にこたえる



企業と暮らしのホームドクター
税理士 皆尾たすく

これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

(事務局) **南九州税理士会大分支部**

大分市都町1丁目3番22号大分都町ビル7F

電話 5 3 2 - 2 9 7 4



これからの行事

日付	行事名	内 容
9月15日(金) 14時00分～	女性部会 秋の公開講演会 会場：トキハ会館 ローズの間	山形弁のダニエル・カール氏を講師に迎え開催いたします。(入場無料) 演題：がんばっぺ！おらの大好きな日本 講師：ダニエル・カール
9月26日(火) 14時00分～	南九連 総会 記念公開講演会 会場：レンブラント ホテル大分	南九州法人会連絡協議会総会の記念講演会を公開で行います。(入場無料) 演題：六郷清山開山1300年に関連した講演をお願いします。 講師：秋吉 文暢 氏(宇佐国東半島を巡る会事務局長)
10月8日(日) 終日	おおざいワッショイ 小学生税金クイズ 会場：大在駅前特設 会場 寺園公園	地域イベント「おおざいワッショイ」に参加し、小学生を対象にステージ及び法人会ブース(寺園公園内)で税金クイズを実施します。 “小学生あつまれ”
10月13日(金) (詳細調整中)	県 青年の集い 記念公開講演会 会場：神楽会館	青年部会が行う租税教育事業(特に租税教室)の情報交換の集いです。(入場無料) 演題：(検討中) 講師：(検討中)
10月24日(火) (詳細調整中)	県 女性の集い 記念公開講演会 会場：みくまホテル	女性部会が行う租税教育事業や社会貢献の情報交換の集いです。(入場無料) 演題：(検討中) 講師：(検討中)
10月31日(火)	チャリティーゴルフ 大会 会場：白杵CC	20組での開催を計画中です。皆様の参加をお待ちしています。 会場：白杵カントリークラブ
11月5日(日) 終日	ななせの里まつり 小学生税金クイズ 会場：みどりマザー ランド(予定)	地域イベント「ななせの里まつり」に参加し、小学生を対象に法人会ブースで税金クイズを実施します。 “小学生あつまれ”
11月13日(月) 午前	街頭広報 会場：大分駅北口 広報啓発スペース	街頭で税のPR活動を行います。 毎年ティッシュと花の種を配布しています。
11月13日(月) 14時00分～	税を考える週間 公開講演会 会場：レンブラント ホテル大分	税を考える週間に毎年実施しています公開講演会を本年も開催致します。(入場無料) 演題：(調整中) 講師：門田 隆将 氏(ノンフィクション作家)

研修会や講演会の日程等につきましては、変更の場合もあります。大分法人会のホームページ(<http://www.oitakenhouren.com/oita/>)でご確認下さい。

税の暦9月～11月

これから3か月間の税に関する届け出、申請納付についてお知らせするコーナーです。期限等を確認し、手続きもれや納付もれがないかチェックの参考としてください。なお、この情報は法人会事務局調べによるものです。記載漏れ等がある場合もありますので、もう一度、貴社での検討・確認をお願いいたします。

9月の税

源泉所得税8月分納付期限（11日）、住民税納付期限（特別徴収分11日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（11日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（15日）、7月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（10月2日）、7月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（10月2日）、軽油引取税申告及び納付期限（10月2日）、県たばこ税申告納付期限（10月2日）

10月の税

源泉所得税9月分納付期限（10日）、住民税納付期限（特別徴収分10日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（10日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（16日）、8月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（31日）、8月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（31日）、軽油引取税申告及び納付期限（31日）、県たばこ税申告納付期限（31日）、産業廃棄物税申告納付期限（31日）

11月の税

源泉所得税10月分納付期限（10日）、住民税納付期限（特別徴収分10日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（10日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（15日）、9月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（30日）、9月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（30日）、軽油引取税申告及び納付期限（30日）、県たばこ税申告納付期限（30日）、所得税予定納税2期分の納付期限（30日）

税についてのお問い合わせ先

国税（大分税務署）	☎ 097-532-4171（代表）
県税（大分県）	☎ 097-536-1111（代表）
県税（大分県税事務所）	☎ 097-506-5771（代表）
市税（大分市役所）	☎ 097-534-6111（代表）
市税（由布市役所）	☎ 097-582-1111（代表）

法人会女性部会

いちごプロジェクト



節電にご協力ください。

—無理なく 無駄なく 快適に—

熱中症に気をつけて!

「いちごプロジェクト」とは?

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。

いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

「法人会」とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

現在、全国各地に441単位法人会があり、県単位の連合体として41都道府県連が組織され、約80万社の企業が加入しています。法人会では「税知識の普及」「租税教育」「地域社会貢献」などを中心に地域に密着した活動を展開しています。

みんなで出来る夏の節電対策

家族で
チャレンジ!

1 夏が旬の野菜を食べよう!

トマト、きゅうり、なす、ゴーヤといった夏野菜には体温を下げる効果があり、カロチンやビタミンCが多く含まれています。冷したトマトに塩をふり、そのまま食べても美味しいおやつになります。旬の食材には、季節に必要な栄養素が一年で一番多く含まれているといわれます。たくさん食べて、夏バテ知らずの健康体をつくりましょう。



2 朝の時間を有効活用しよう!

「早起きは三文の得」という言葉があります。早寝、早起きをして、しっかりと朝ごはんを食べると体温が上がり、体と脳の働きが活発になります。また、ピークの時間帯(朝9時~夜8時)を避け、朝の涼しい時間に洗濯や掃除を済ませることが節電に繋がります。少し早起きすることにチャレンジしてみましょう。



3 部屋をすっきり片付けよう!

日本の夏ははじめじめとした高温多湿。そこで風が通るように、部屋を片付けてみましょう。すぐに使わない物は押し入れにしまい、下に「すのこ」を敷きましょう。干した布団や洗濯物をしまつ時、一度広げて余分な熱を取るのもポイント。涼しい色の「のれん」で目隠しをするなど、気持ちよく過ごせるようにしましょう。





わが家の節電メニュー

ご家庭ごとに実施できるものを
チェックしましょう。

期間 7月～9月



基本となる10の節電メニュー

できたらチェック

エアコン	① 室温28℃を心がける。(設定温度を2℃上げた場合)	<input type="checkbox"/>
	② “すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。(エアコンの節電になります。)	<input type="checkbox"/>
	③ 無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。 <small>※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になる場合があるため注意が必要です。</small>	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫	④ 冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。 <small>※食品の備みにご注意ください。</small>	<input type="checkbox"/>
照明	⑤ 日中は不要な照明を消す。 	<input type="checkbox"/>
テレビ	⑥ 省エネモードに設定するとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。	<input type="checkbox"/>
温水洗浄便座	⑦ 温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。	<input type="checkbox"/>
ジャー炊飯器	⑧ 上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。 	<input type="checkbox"/>
	⑨ 早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。	<input type="checkbox"/>
待機電力	⑩ リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。 長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。	<input type="checkbox"/>

さらに効果を高める節電メニュー

できたらチェック

エアコン	フィルターをこまめに掃除する。 	<input type="checkbox"/>
	2部屋でそれぞれ使用している場合には、1部屋(1台)に減らして使用する。 <small>(仮に、350Wを2台も使用している場合、約30%の節電効果となります。)</small>	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫	壁との間に適切な間隔を空けて設置する。	<input type="checkbox"/>
電気ポット	お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る。	<input type="checkbox"/>
洗濯機	容量の80%程度を目安にまとめて洗いをする。	<input type="checkbox"/>
パソコン	日中、短時間であればノートパソコンの電源を抜いて使う。	<input type="checkbox"/>
	省電力設定を活用する。	<input type="checkbox"/>
掃除機	紙パック式はこまめにパックを交換する。	<input type="checkbox"/>
	昼間のピーク時はモップやほうきを使う。 	<input type="checkbox"/>
ライフスタイル	節電のための家事スケジュールを立てる。日中(特に13時～16時)を避けて電気製品を使用する。	<input type="checkbox"/>
	外出や旅行による節電。	<input type="checkbox"/>
契約見直し 見える化	契約電力の見直し(節電料金メニュー、適切なアンペア設定等)	<input type="checkbox"/>
	電力会社のウェブサイトに登録済み消費電力を「見える化」 	<input type="checkbox"/>

※ 熱中症にご注意ください。

法人会では夏の節電活動として「いちごプロジェクト」を行っております。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

法人会

検索

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

いちごプロジェクト

公益財団法人 全国法人会総連合 女性部会連絡協議会

 法人会



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*



世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険＋財物損害補償特約＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

お問合せ先

大分支店

〒870-0034 大分県大分市都町1-3-22 大分都町ビル2F
TEL.097-532-6102 FAX.097-532-8624
（受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く）

AIU損害保険株式会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

この広告には保険の概要をご説明したものです。
建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長
1

**病気・ケガで
働けない場合を保障**

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を含まず

※就労困難状態に該当している場合。

※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

特長
2

**入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障**

特長
3

**働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します**

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
**従業員の方
福利厚生**

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
●従業員受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。
給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(※)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

(※)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けなくなったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勧めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

(引受保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

大分支社 〒870-0034 大分県大分市都町1-2-19 大分郡第一生命ビル7F

法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF漢字-2016-0043 7/2/2016

転んでも、
起き上がればいい。
何度でも。

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

 **大同生命**

大分支社/大分県大分市都町1-3-22 TEL 097-532-8278